

判決年月日	平成 2 6 年 5 月 1 2 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 5 年（行ケ）第 1 0 2 2 9 号		
○ 被告が特許権者である「靴下及びその編成方法」という名称の発明につき，進歩性がないとして無効審判請求を成立とした審決は，誤りであるとして，取り消された事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

本件発明は，靴下及びその編成方法に関するものであり，踵部の内側は減らし目，増やし目，減らし目ついで増やし目の順に編成して，踵部の内側に形成されるゴアラインを外側よりも小さくすること，外側方向にウェール数を多めに編成することを特徴とする。

審決は，本件発明と引用文献 1 記載の発明（引用発明）との相違点につき，引用発明では，本件発明のように，ゴアラインの大小関係が規定されていないこと，踵部の外側方向のウェール数を多めにするかについて特定がないことという 2 点を認定した。その上で，相違点 1 は実質的な相違点ではないと判断した。そして，相違点 2 について，「踵部の外側方向にウェール数を多めに編成」することは，技術的には，踵部の外側方向にウェール数を多く編成した分だけ，踵部の面積を全体として大きくすることを意味するが，引用文献 2 には，踵部を編成するウェール数を多くすることにより踵部の面積を大きくすることが記載されているところ，踵部の面積は，靴下の履き心地等を考慮して当業者が適宜に決め得る事項と認められること，引用文献 3，4 に記載されているように，シリンダの回転角度を左右いずれにも自在にシフトして編成範囲を設定し得る靴下編機は周知であって，シリンダにおける編成範囲の設定は当業者が適宜に決め得る事項と認められることから，引用発明において，靴下の履き心地等を考慮して踵部の面積を大きくするために，編機のシリンダにおける編成範囲を踵部の外側方向に対応する側に大きめにとり，上記相違点 2 の部分を本件発明のようにするのは，当業者が適宜になし得たものであると判断した。

争点は，進歩性判断の当否であり，具体的には相違点 2 に関する判断の当否である。本判決は，概要，以下のとおり判示し，審決を取り消した。

引用発明において，歩行時に踵部の内側の生地の緊張を緩和する機能を有する「まち部 2 0」と，引用文献 2 に記載された発明（甲 2 発明）の「ウェール数を多めに編成する」ことは，技術分野，技術的課題，技術的効果が同一である。シリンダの回転角度を左右いずれにも自在にシフトして編成範囲を設定し得る靴下編機は，周知技術であり，課題の解決のためにシリンダの回転角度を調整することは，当業者にとって格別困難な事柄ではないから，ウェール数をどの程度多めに編成するかについては，甲 2 発明に記

載がなくとも、当業者が自由に調整できる設計事項である。したがって、引用発明の踵部の内側において、「まち部２０」に代えて又はこれに加えて、甲２発明の「ウェール数を多めに編成する」構成を適用することは、当業者が容易に想到し得るものである。

しかし、甲２発明において、「ウェール数を多めに編成する」のは、あくまでも引用発明の「まち部２０」と同じ効果をもたらすためであるから、当業者が、靴下の内側又は外側に対し、甲２発明の構成を適用しようとするのは、引用発明の「まち部２０」が形成されるのと同じ側である。したがって、甲２の「ウェール数を多めに編成する」構成を引用発明に適用したとしても、それは踵部の同じ側になり、「まち部２０」を設ける側と「ウェール数を多めに編成する」側が反対となる本件発明の構成には至らないから、相違点２を解消できない。

仮に、「まち部２０」が形成される側と反対側に「ウェール数を多めに編成」した場合には、相違点２そのものは解消されることになるが、かかる構成を採用した場合、踵部の片側に「まち部２０」による余裕ができる一方で、踵部のもう片側に「ウェール数を多めに編成」することによる余裕ができてしまい、踵部の両側に余裕ができることになるため、踵部の内側と外側とが対称形に近づいてしまい、踵部が左右非対称形に形成された靴下を提供するという引用発明の目的や課題に反することとなってしまう。したがって、「ウェール数を多めに編成すること」を甲１発明の「まち部２０」が形成される側とは反対側に適用することには、阻害事由がある。

したがって、引用発明において、靴下の履き心地等を考慮して踵部の面積を大きくするために、編機のシリンダにおける編成範囲を踵部の外側方向に対応する側に大きめにとり、本件発明のようになすことは、当業者が適宜になし得たものであるとした審決の判断には、誤りがある。